『ハイブリッド民法5 [第2版補訂]』

(2019年8月)

補遺:特別養子制度の改正について

2019年6月7日に、民法等の一部を改正する法律、家事事件手続法の一部を 改正する法律および児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別養子制度 が改正された。これらの法律は同年6月14日に公布され、公布日から1年以内 の政令で定める日に施行される。主な改正点は、特別養子となる者の年齢制限 の引上げと特別養子縁組の審判手続の合理化の2点である。以下では2点につ いて概要を紹介する。※本文中の未施行条文はゴシック体で表している。

(1) 特別養子となる者の年齢制限の引上げ(817条の5)

これまでの特別養子縁組制度では、養子となる者は、特別養子縁組の成立の 審判の申立ての時点で原則として6歳未満でなくてはならないとされてきた。 例外として、養子となる者が6歳未満の時から養親となろうとする者に引き続き監護されている場合には、8歳未満であってもよいとされてきた。このように養子となる者について低い年齢制限を設けた趣旨は、子が大きくなった後では親子関係を築くのが難しいであろうという配慮に基づいていた(本書142頁)。 しかし、このような年齢制限は厳し過ぎ、特別養子縁組を必要とする者が制度を利用できない事態が生じているとの問題が指摘されていた。

そこで、改正法は、審判申立時における年齢制限の原則を6歳未満から15歳未満に引き上げている。さらに、例外として、養子となる者が15歳に達する前から養親となろうとする者に引き続き監護されている場合において、15歳以上でもするまでにやむを得ない事由により申立てできなかったときは、15歳以上でもよいとされている(817条の5第2項)。もっとも、特別養子縁組の審判が確定する時までに18歳に達している者は、特別養子縁組をすることはできない(817条の5第1項後段)。なお、15歳以上の者が養子になる場合には、その者の同意を必要とし(817条の5第3項)、本人の意思を尊重することとしている。

(2) 特別養子縁組の審判手続の合理化

特別養子縁組の成立の審判の手続では、実親の監護が著しく困難または不適切である等による子の利益のための特別の必要性(817条の7)、実親の同意(817条の6)の要件が審査され、また養親による6か月以上の試験養育の状況(817条の8)が考慮される。この手続について問題として指摘されてきたのは、養親となろうとする者が、子の利益のための特別の必要性が認められない可能性または実親の同意が撤回されるために特別養子縁組が成立しない可能性を抱えながら試験養育をしなければならないことであった。また、養親となろうとする者が実親と対立して子の利益のための特別の必要性等を主張・立証しなければならない負担も指摘された。

そこで、改正法は、新たな2段階手続を導入している(家事164条・164条の2)。第1段階の手続は、子の利益のための特別の必要性(817条の7)および実親の同意(817条の6)を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)である。これにより、養親となるべき者は、第1段階の手続で特別養子適格が確認された後に試験養育をすることができ、特別養子適格が否定される可能性を抱えながら試験養育する事態を回避することができる。第2段階の手続は、試験養育の結果を考慮して、特別養子縁組成立を認めるか否かを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)である。

また、実親の同意は、原則として同意から2週間が経過した後は撤回できないこととされ(家事164条の2第5項)、養親となるべき者が実親の同意の撤回を恐れながら試験養育をしなければならないという問題への対策が図られている。

さらに、児童相談所長は第1段階の審判の申立ておよび審判への参加をすることができるようになり(児福33条の6の2・33条の6の3)、養親となる者が実親と対立して子の利益のための特別の必要性等を主張・立証しなければならない負担が軽減されている。

[青竹美佳]